

## 「青垣小学校スクールバス運行管理業務」事業者選定要領

### (目 的)

第1条 この要領は、「青垣小学校スクールバス運行管理業務」を実施するにあたり、業務委託事業者の選定について、費用と効果とを総合的に評価し、最適な提案を得る必要があるため、その手続きについて必要な事項を定める。

### (選定の方法)

第2条 選定の方法は、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成28年3月18日告示第191号）の定めによる。なお丹波市随意契約審査会において参加者を選定せず公募とする。

### (業務の概要)

第3条 「青垣小学校スクールバス運行管理業務」の概要は次の各号とする。

- (1) 児童・生徒の登下校送迎業務
- (2) 学校行事等及び教育委員会が認める輸送
- (3) 車両の保管、清掃、点検
- (4) 車両の保管場所等の清掃、管理
- (5) 車両、及び運転手の手配業務
- (6) 運行日誌、点検簿、出勤簿、の作成・提出

### (評価委員会)

第4条 業務委託事業者の選定（以下「本プロポーザル」という。）を厳正かつ公平に行うため、青垣小学校スクールバス運行管理業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会の委員は、教育部長、財務部長、ふるさと創造部長、教育部学事課長、丹波市立小学校校長会会長、青垣小学校校長で構成する。
- 3 委員が不在の場合は、次席の者又は委員があらかじめ指名した者が委員を代理する。

### (参加資格要件の条件)

第5条 本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行するために必要な事業規模及び安定的な経営基盤を有している者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 丹波市財務規則（平成16年丹波市規則第41号。以下「規則」という。）第72条の2に規定する競争入札参加者名簿に登載された者であること
- (4) 国税、丹波市税（法人市町村民税、住民税（特別徴収）、固定資産税等）を滞納していないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加意向申出書提出の日から契約締結の日まで、丹波市長から丹波市指名停止基準（平成18年11月1日告示第778号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であるこ

と。

- (7) 法人又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに丹波市暴力団排除条例（平成24年丹波市条例第53号）第8条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（実施の公表）

第6条 本プロポーザル実施要領の公表は、丹波市ホームページにおいて行う。

（参加の申込み）

第7条 本プロポーザルに参加しようとする者は、参加意向申出書（様式1）、法人税にかかる納税証明書及び決算書（直近2期分）を提出するものとする。

なお、参加意向申出書（様式1）の提出があったときは、その内容を審査し、第5条に規定する参加資格があると認めた場合は、参加資格確認結果通知書（様式4）で通知する。

（審査及び受注予定者の選定）

第8条 本プロポーザルの審査は次の各号による。

- (1) 本プロポーザルの審査は、別紙（青垣小学校スクールバス運行管理業務評価要領）に定める方法により選考するものとし、評価事項について審査し、最高得点者を本業務の受注予定者として選定する。
- (2) 参加者のプレゼンテーションを実施するため、日時、場所、留意事項等について別途通知する。
- (3) 選定結果については、本プロポーザル参加者に書面により通知する。

（提出書類）

第9条 本プロポーザルの提出書類は次の各号による。

- (1) 参加意向申出書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 納税証明書（様式任意）
- (4) 決算書（直近2期分）
- (5) 質問書（様式3）
- (6) 青垣小学校スクールバス運行管理業務提案書（様式7）
- (7) 青垣小学校スクールバス運行管理業務計画書（様式8）
- (8) 青垣小学校スクールバス運行管理業務見積書（様式9）
- (9) 青垣小学校スクールバス運行管理業務見積内訳書（任意様式）

（失格条項）

第10条 参加者又は参加者の提出した提案書等が次の各号のいずれかに該当する場合は当該の参加者は失格とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて、提出書類の提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 提案見積額が上限額を超えた場合。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (6) 審査終了までの間に参加者が、第5条に規定する条件を欠くこととなった場合

- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他評価委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合  
(その他留意事項)

第11条 提出された提案書等の取り扱いは、次の各号による。

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提案書等関係書類の著作権は作成事業者に帰属するが、本市が選定結果の公表等に必要と判断した場合は、提案書等関係書類の使用、複製及び公開を無断、無償で行えるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、丹波市情報公開条例(平成16年丹波市条例第9号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 審査経緯は公表しない。

附 則

この要領は、令和3年8月30日より適用する。